

各都道府県地域情報化担当部長 殿

(地域情報化担当課扱い)

各都道府県総務担当部長殿

(財政課、市町村担当課扱い)

各指定都市地域情報化担当局長 殿

(地域情報化担当課扱い)

各指定都市財政担当局長殿

(財政担当課扱い)

総務省自治行政局地域情報政策室長

経済危機対策に係る携帯電話等エリア整備事業について（通知）

総務省では、電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの提供が見込めない地域の解消を図ることを目的とする携帯電話等エリア整備事業について、地方財政措置を講じているところですが、経済危機対策（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済危機対策閣僚会議合同会議決定）関連として平成21年度補正予算（第1号）に同事業が計上されますので、所要の地方財政措置を講ずることとしました（既定経費の見直しにより実施されるものを含む）。つきましては、経済危機対策に係る携帯電話等エリア整備事業についての電気通信事業者の負担割合の取扱いは、平成20年7月9日付け総行情第76号「携帯電話等エリア整備事業について（通知）」によらず、本通知によるものとします。

各都道府県におかれましては、下記事項に留意の上、適切な事業の実施を図られますようお願いいたします。

また、貴管内市町村に対しても、この旨を周知していただきますよう併せてお願いいたします。

なお、対象となる事業は、総務大臣から通知した電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱（平成17年11月25日総基移第380号）により実施されるものです。

記

経済危機対策に係る事業においても、平成20年7月9日付け総行情第76号「携帯電話等エリア整備事業について（通知）」（以下「現行通知」という。）によるが、事業主体である市町村に対して地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金（以下「交付金」という。）が交付されたときの電気通信事業者が負担する割合は、市町村が当該事業に充当した交付金の額を市町村負担額（補助対象経費から国庫補助金相当額及び都道府県負担額を控除した額のことをいう。）で除して得た数を1から減じたものを現行通知第2（3）に定める割合に乗じたものとする。

なお、財政措置については従前通り現行通知第3により、都道府県若しくは市町村が施設整備に要する額は、交付金を控除した額であることに注意すること。

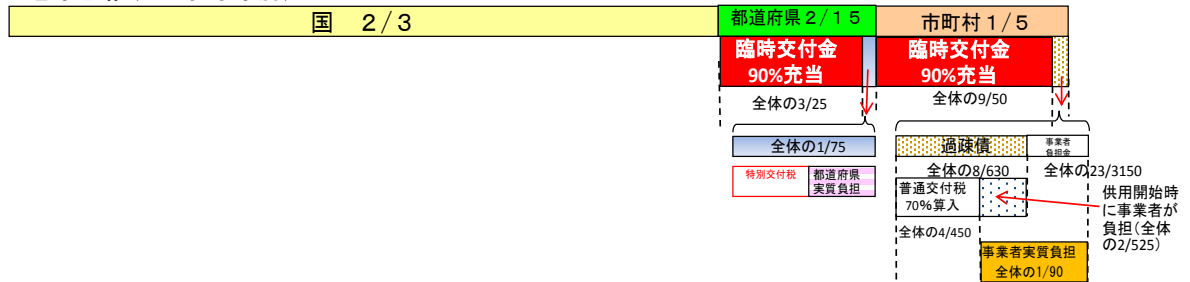
(参考)

- ・本通知による電気通信事業者負担割合

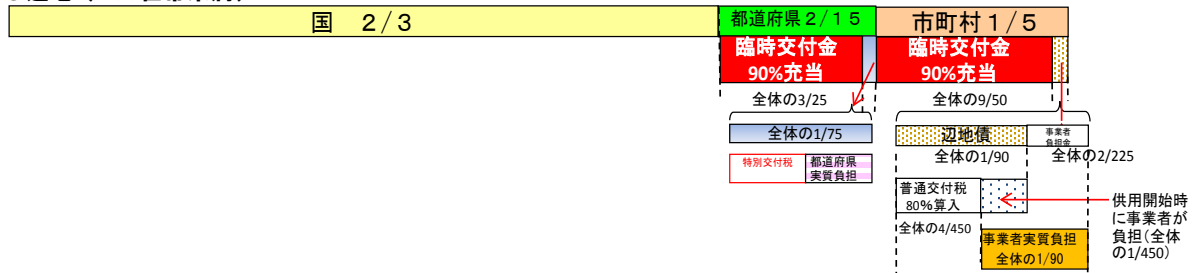
現行通知2(3)に定められている電気通信事業者の負担割合	×	(1 -	$\frac{\text{市町村が当該事業に充当した交付金}}{\text{補助対象経費} - (\text{国及び都道府県負担額})}$)
------------------------------	---	-------	---	---

- ・(例)交付金が90%充当された場合の割合

○過疎地域(100世帯未満)



○辺地(100世帯未満)



○離島・半島・山村・特農山村・豪雪

